

公益社団法人 鹿児島県薬剤師会 慶弔規程

第1条 この規程は、本会正会員及び寿会員（以下「会員」という。）の慶弔について定める。

第2条 この規程は、次に掲げる範囲において適用する。但し、（1）は会員本人による半年以内の申請により、（2）（3）は地域薬剤師会会長の連絡により適用する。

（1）祝

会員の結婚 10,000 円

（2）弔慰

①役員又は元役員 30,000 円～50,000 円及び供花（20,000 円）

②地域薬剤師会会長又は元地域薬剤師会会長
20,000 円～30,000 円及び供花（20,000 円）

③会員 10,000 円及び供花（20,000 円）

④会員の配偶者 10,000 円及び供花（15,000 円）

⑤会員の家族（父母、義父母、子供） 10,000 円又は相当の供花

（3）見舞い

①30 日を超える入院又は在宅療養 10,000 円又は見舞品

②財産損壊（焼失、倒壊、水害等） 理事会で審議し決定する。

第3条 会員の死亡の場合は新聞紙上に弔慰広告を掲載することができる。

附 則

本規程の改廃は、理事会の議決を得なければならない。

昭 和 51 年 9 月 18 日 施行

昭 和 60 年 6 月 22 日 施行

平成 2 年 4 月 1 日 施行

平成 9 年 6 月 1 日 施行

平成 12 年 4 月 1 日 施行

平成 19 年 4 月 1 日 施行

平成 21 年 10 月 1 日 施行

平成 24 年 10 月 1 日 施行

令和 元年 10 月 1 日 施行